

# 中予サッカーリーグ規約

2014年 2月20日改定	2011年 8月22日改定
2013年 8月20日改定	2011年 2月20日改定
2013年 2月19日改定	2010年 2月15日改正
2012年 2月23日改定(18条9)	2008年 1月12日改正
2011年 8月22日改定(3条4～6)	2007年 3月 2日改正
2011年 3月20日改定(15条)	2006年 3月 2日改正
2011年 3月 5日改定	2002年 8月 8日改正

## 第1条 中予サッカーリーグの設置及び目的と役員等

1. 中予地区のサッカー競技を普及するため、サッカーを愛する高校生以上のもので中予サッカーリーグ(以下「中予リーグ」と称する。)を設置し規約、審判担当要領に従って効率的な運営を行う。
2. 中予リーグに事務局長、副事務局長、各部事務局、広報委員長、審判委員長、会計、監査を置く。  
必要に応じて専門的な役員を置くことができる。
3. 中予リーグの事務所・場所は事務局長宅もしくは事務局長の勤務先とする。
4. 役員任期は2年とする。再任は妨げない。ただし、各部事務局においては所属が変わった場合に限り任期を1年とすることができる。
5. 2年任期満了で翌年度の役員退任を希望する場合は、事務局長へ12月31日までに報告しなければならない。
6. 役員選出は、各部事務局役員を除き全チームから有識者・経験者を選考して選出する。
7. 各部事務局役員については、取り決め事や定めのない限り、代表者会で選考する。万が一、推薦、他薦で選考ができない場合には、前年度4位のチームが事務局役員を行うことを基本原則とする。しかし、同一チームで役員が数名となる場合は5位、6位チームまたは他チームから選出することとする。

## 第2条 加入条件

1. 中予リーグに加入するチームは、下記の各項の要件を全て満たさなくてはならない。
  - ① チーム代表者及び事務局の所在地が中予地区内であること。
  - ② 日本サッカー協会第1種登録チームであること。
  - ③ 有資格者の審判員が6名以上いること。ただし、その内3名以上は3級以上の審判員であること。
  - ④ ユニホームを(フィールド・GKともに)色の異なる2種類以上揃えていること。
  - ⑤ 登録人員(選手)が18名以上いること。
2. 既に参加しているチームでも、前項の要件が欠けた場合は、除名する。
3. 新規加入に関する条件は、別に定める。

## 第3条 加盟登録及び登録料

1. 登録は決められた期日までに「中予サッカーリーグ加盟登録票」及び「日本サッカー協会登録票(写)」及び「審判登録票」を所属部の各チーム分+所属事務局+事務局長・審判委員長・広報委員長へメール送信または郵送をする。
2. 加盟登録表の中で選手ID番号のない新規登録者はID番号欄に新規登録中と記載のこと。
3. 登録料は1チーム当たり 65,000円とする。
4. 加盟登録票の内容に変更が生じた場合(代表者変更、ユニフォーム変更、背番号変更等)は、速やかに新たな加盟登録票を作成し、変更箇所を明確にして副事務局長へメール送信または郵送する。  
(変更申請チームは副事務局長の承認メールのみで、後は各所属部事務局が周知等を行います。)

## 第4条 チーム編成

1. チーム編成は、原則として1部・2部は各8チームとする。3部以降はその年度毎に代表者会議において決定する。

## 第5条 試合形式

1. 1部・2部はリーグ戦形式で、前期・後期各1回総当たりとする。
2. 3部以降はチーム数が8以下の場合、前期・後期各1回総当たりとし、9以上の場合、その年度毎に決定する。
3. 詳細については、前期開幕前の代表者会議にて決定する。

## 第6条 グラウンドについて

1. 第1試合の両チームは手分けして、ゴールの設置、ライン引きを行う。
2. 最終試合の両チームは、グラウンドの整備(トンボ)、ゴールの移動などを協力して行う。
3. 持ち込んだゴミ(缶、ペットボトル、吸殻、テーピングなど)は持ち込んだチームが持ち帰ることとする。  
その他にも、チームが持ち込んだ以外のゴミを発見した時は、率先して処理を行う。
4. グラウンド使用時の駐車、運行については、各グラウンドの使用規則に準ずる。これを、守れなかった者(所属チーム)は厳罰(除名処分など)に処する。万が一駐車場内で事故などのトラブルを起こした場合は、自己責任において処理を行うこと。但し、リーグ運営に支障をきたす恐れのある場合は、事務局長へ連絡をすること。
5. 使用後のグラウンドは、使用前と同様はもちろんであるが、より綺麗な状態にして返却をする。
6. 愛媛県サッカー協会HP上に掲載の「グラウンド使用上の注意」を遵守すること。
7. 最終管理チームは、グラウンド最終管理報告書に記載のうえ、所属事務局へメール送信を行う。報告書については、同等内容であれば、メール本文への記載だけでも認めることとする。報告期限は1週間以内とし、期限内に報告無き場合は、18条10項に記載のとおり処分対象とする。

## 第7条 試合等

1. 試合の成立人数は1チーム7名以上とする。
  - ① 試合開始予定時間に7名以上いる場合は、試合開始とする。
  - ② 試合開始予定時間から10分間待っても6名以下の場合、不戦敗とする。
  - ③ この場合の得点は11対0とする。
2. 交代選手は最大7名までとする。(交代登録選手は、先発以外の加盟登録票記載全選手が対象)
3. 決められた日程で試合の開催ができなくなった場合は、年間1回に限り当該対戦相手及び審判担当チームの了解を得た上で延期することができる。ただし、延期を希望するチームが責任を持って会場の確保、準備・連絡等を行い、延期試合に係る諸経費を負担することとする。さらにリーグの指定する期間内に試合を開催しなければならない。
  - (1) 延期試合は少なくとも1週間前までに関係チーム、事務局へ報告しなければならない。
  - (2) 延期試合及び没収試合において、2回目からは規約第13条5項に該当するものとする。
  - (3) 突発的な理由(冠婚葬祭、会社諸事情など 5名以上の選手参加)により、変更を余儀なくされた場合は、証明出来るものを提出事務局が認めた場合に限り、延期回数としてカウントしない。但し、延期連絡、会場確保等については通常延期試合と同様に取りここととする。
4. 当日になって審判員が不足の場合は、対戦チーム以外から審判を確保して審判を実施することができる。審判員を確保できない場合は延期試合とする。ただし、その場合は延期試合は審判担当チームが責任を持って会場の確保、準備・連絡等を行い延期試合に係る諸経費を負担するものとする。
5. メンバー表は、20分前には審判と対戦チームに提出すること。
6. 日本サッカー協会登録後、IDカードが届くまでの期間は中予サッカーリーグ加盟登録票と日本サッカー協会加盟登録票(写)を照らし合わせたうえで、選手登録が確認できるもの【昨年度のIDカード(写真付)・免許証・証明書(写真付)など】を提示することで選手の試合出場を認める。

## 第8条 選手の服装等

1. ユニホームは、全員揃えること。揃っていない選手は試合に出場できない。但し、多少のデザイン等の違いは認める。
2. ユニホームはそれぞれ常に正副2着(異なる色)を携帯し、どちらかを着用するかは審判の指示に従うこと。
3. ユニホームの黒色はパンツ・ストッキングのどちらか一つでしか登録・着用できない。
4. ユニホームを忘れた場合は指示されたユニホームに、簡易背番号を糸でしっかりと縫い付けた物であれば代替として出場することを認める。(簡易背番号とは、元の背番号が隠れる大きさの白い布地にマジックで背番号を書いた物をいう。)
5. **フィールドプレーヤーがGKで出場する場合、原則は、GK登録用ユニホームと同色とする。**  
**GK登録用ユニホームに当該選手の簡易背番号を糸でしっかりと縫い付けること。**  
**但し、中予リーグでは、当日のフィールドプレーヤーの予備のユニフォーム(正副の試合で使用しない方)を着用して、(背番号は当該選手の番号とする)試合に混乱が生じないと主審が判断した場合は認める。**
6. 試合中の怪我などにより、GKが不在となった場合は、特例として、そのGKのユニホームを代わりにGKになるフィールドの選手が着用することを認める。但し、審判カード、審判報告書などに詳細を明記し報告をしなければならない。
7. 半袖ユニフォームシャツの下に着る長袖シャツはチーム内で色を統一して主審の了解を得ることによって、着用を認めるものとする。
8. 服装チェックは選手自らが審判に出向き、審判の服装チェックを受ける。

※(財)日本サッカー協会発行のサッカー競技規則(最新版)に準ずる

## 第9条 審判

1. 審判は試合前に対戦チーム代表者へ自ら審判手帳若しくはIDカードを提示し有資格者であることを報告すること。
2. 各チームは所属審判員を、6名以上確保すること。
3. 各チームは3級以上の審判員を3名以上確保すること。
4. 審判は必ず有資格者が当たり、主審は3級以上の有資格者で行なう。  
(ただし、4級審が主審をすることができる回数を2回と限定し、4級審の主審を認めることとする。その場合の副審には必ず3級審が帯同しなければいけない。4級審3人ではできない。期限は2014年度末までの期限付き採用とする。)
5. 審判の服装は、審判用のものを着用すること。(リスペクトワッペンを胸、あるいは左右いずれかの袖に着用のこと)
6. 所属審判員の登録は選手登録と同様に行なう。ただし、追加登録は除く。
7. 愛媛県サッカー協会所管の試合において審判派遣要請があった場合には、事務局長と副事務局長及び中予リーグ審判委員長とで検討をし派遣有無を決定する。各チームの審判委員においては中予サッカーリーグ審判委員長の派遣要請指示に従うこと。
8. 主審がアディショナルタイムをとる必要があると判断した場合は、試合終了までに両チームに報告をしなければならない。
9. 主審またはチーム代表者は試合結果報告書を直近、水曜日のうちに試合した事務局に報告をしなければならない。

## 第10条 試合時間

1. 1部は90分、2部は80分、3部は70分、4部以降は60分とし、時間内に勝敗が決しない場合は引き分けとする。  
アディショナルタイムはとらない。
2. 突発的な出来事により、ゲームを停止した場合は、主審の判断によりアディショナルタイムをとることとする。その時に、フィールド内でおおよそのアディショナルタイムの目安を両チームのゲームキャプテンに通知(告知)する。
3. 中予リーグでは、原則、飲水タイムの設定はしないが、暑熱下においては審判チームの判断により、設定可能とする。

※(財)日本サッカー協会発行のサッカー競技規則(最新版) 又は、中予サッカーリーグ審判担当要領 参照

## 第11条 勝ち点

1. 勝ち点は、勝チームは3点、負チームは0点、引き分けは1点とする。

## 第12条 審判の判定に対する抗議

1. 審判の判定に対する抗議は認めない。
2. 選手及びその他のチーム関係者が、著しく主審に抗議などを行った場合は、規律委員会の対象となる。
3. 試合について審議して欲しい内容があれば、文書で各事務局へ申請出来る。各事務局は、その内容を確認し、必要に応じて関係チーム又は審判に確認する。

## 第13条 制裁

1. 事前に連絡なく諸会議に欠席した場合、1回目は警告と罰金 30,000円、2回目は除名処分とする。
2. 正当な理由なく試合を放棄した場合、1回目は警告と罰金 30,000円、2回目は除名処分とする。
3. 審判担当チームの審判員不足により延期試合が発生した場合は、警告と罰金 30,000円を与える。
4. 開会式・閉会式に出席しなかった場合は、警告と罰金 30,000円を与える。
5. 延期試合、没収試合(事前連絡済み)の2回目は、警告と罰金 30,000円を与える。
6. 登録選手以外の選手を不正に出場させた場合は、警告と罰金 30,000円を与え 当該年度の試合をすべて不戦敗とする。
7. その他中予リーグを運営するに当たって、迷惑を掛ける行為があったチームは規律委員会で協議し、処分を与える。
8. たびたび警告を受けたチームについては、代表者会議に於て除名処分にする場合がある。
9. 退場処分を受けた選手の取り扱いについては、次の通りとする。
  - ① 退場処分を受けた選手は、厳しい処分を与える場合がある為、事務局長からの連絡があるまでは、出場を認めない。
  - ② 単年度で2回の退場処分を受けた選手は、2回目以後の試合の出場を停止とし、次年度以降の取り扱いについては、規律委員会で協議する。
10. 警告処分を受けた選手の取り扱いについては、次の通りとする。
  - ① 1試合で2回の警告を受けた場合は、退場処分とする。出場停止処分については9項①に準ずる。
  - ② 1試合で1回ずつ警告を受け、累積で3回の警告を受けた場合は、次の1試合を出場停止処分とする。
11. 会議及び式典への10分以上の遅刻については、欠席に準じた処分とする。

## 第14条 規律委員会

1. この規約及び申し合わせ事項等に違反をした場合、及び重大な不正行為等があった場合は、規律委員会を開催し、その処分を決める。但し、除名処分については代表者会議に於いて決定しなくてはならない。
2. 規律委員会は、全事務局担当者で構成する。
3. 規律委員会及び代表者会議で決定された処分の内容については、当該チーム及びその他のすべてのチームに決定内容を連絡する。

## 第15条 追加登録

1. 毎年度初めの選手登録後の追加登録は以下の通りとする。
  - ① 協会登録承認日が10月末までの選手に限り、中予リーグとしての追加登録を認める。
  - ② 選手の追加登録をした場合は、JFA Web登録サイトのkick off様式(承認済みに限る。)及び新たな「中予リーグ加盟登録票」を副事務局長へEメール送信または郵送する。(領収書だけでは承認できない。)  
(追加申請チームは副事務局長の承認メールのみで、後は各所属部事務局が周知等を行います。)
  - ③ 追加登録選手の出場については、副事務局長が上記②を水曜日までに受理して承認した選手に限り、次節からの出場を認める。

## 第16条 選手の移籍及び登録抹消

1. 中予リーグの登録選手が年度途中で他チームへ移籍する場合は、現に所属するチームの代表者の承認を必要とする。但し、協会の指定する期間内に限る。方法様式については、日本協会の要綱に準ずる。
2. 年度途中で登録選手を抹消した場合、通知は追加登録と同様に取り扱うこと。
3. 2種(高校生)以下からの年度途中の移籍による追加登録は認めない。
4. 移籍登録完了後、第15条に準じて副事務局長へ通知する。

## 第17条 HP及びEメールについて

1. 各種提出書類(一部の物は除く)、報告・伝達はすべてEメールにて行い、HP上で情報公開を行う。
2. Eメールでの各種提出書類については、決められた日時までに担当者へ報告(提出)する。
3. 各チームともに、確実にメールを受信することが出来る担当者を2名登録し、その2名はEメール受信後に送信者に対して「受信確認」のメールを返信する。Eメールの不達ということに関する抗議は送信者側で確認が出来る為、一切認めない。送信出来た以上は、受信者の責任となる。
4. Eメール受信者の変更、アドレスの変更があった場合は、速やかに所属事務局に連絡しなければならない。

## 第18条 付 則

1. この規約にない事項については、規律委員会で決定する。決定した事項については速やかに加盟全チームに通知しなければならない。但し、重要事項については、代表者会議で決定をする。
2. この規約の改正は、代表者会議で行なくてはならない。
3. 試合日程決定以後のチーム都合による日程変更は原則認められない。
4. 事務局担当者には、事務局手当てを支給する。金額についてはその時の状況によって決定する。
5. 中予リーグ所属チームが、諸大会(愛媛選手権・天皇杯・社会人選手権・TCC)で県代表になった場合は、中予リーグより金一封を贈呈する。
6. 中予リーグから県リーグチャレンジ戦への推薦基準の取り決め  
全日程終了の成績により、下記基準を満たす1部1位のチームは県チャレンジ戦へ出場することができる。  
但し、チーム事情によりチャレンジ戦を辞退する場合は、中予リーグへ在籍することができる。その場合は、1部の勝ち点22点以上の上位チームから順に、権利を譲渡していかなければならない。  
また、全日程終了していない場合は、県チャレンジ戦申込み締切日時点の順位とし、勝ち点については自力で到達する可能性がある場合は、基準勝ち点を満たしたものとする。  
※シーズン途中で試合数が減少した場合は、事務局役員会議にて協議のうえ決定する。
  - 1) 規約第13条(制裁)第1項から第7項の処分を受けたチームは県リーグへの推薦をしない。
  - 2) 規約第14条(規律委員会)の対象となったチームは県リーグへの推薦をしない。
  - 3) リーグ戦の試合において警告、退場処分を受けた試合が過半数以上あるチームは県リーグへ推薦をしない。
  - 4) 愛媛県サッカー協会主催及び所管等で運営協力依頼のあった場合には、事務局長と副事務局長及び中予リーグ審判委員長とで検討をし1部チームからの運営員の派遣を決定する。過去3か年間で、大会運営を経験していないチームは県リーグへの推薦をしない。
  - 5) その他、申し合わせ事項の他は、事務局役員の相談による。
7. 中予サッカーリーグ自動昇格、自動降格及び入替戦についての申し合わせ事項を別に定める。
8. 選手IDカード及び審判カードに写真がない場合は、免許証を代わりに提示することで代用することができる。
9. 休部の取扱は、所属していたチームの選手の半数未満が、翌年度に他チームで登録しない場合は、休部扱いとする。半数以上の選手が移籍した場合は、休部扱いとしない。
10. グランド最終管理報告が期日までに連絡無き場合は、該当チームへ所属事務局から連絡する。年間で3回目の連絡を受けたチームは規約第13条7項に準じて、規律委員会の処分を受ける。その場合、基本1万円の罰金とする。